

令和 7 年度

「職場における運動・スポーツの取組がもたらす影響に関
する調査研究」

仕 様 書

令和 7 年 5 月 23 日

スポーツ庁健康スポーツ課

1 事業名

令和7年度「職場における運動・スポーツの取組がもたらす影響に関する調査研究」

2 事業の趣旨と目的

第3期スポーツ基本計画では、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策の一つとして、「多様な主体におけるスポーツの機会創出」が提示されており、この施策では、「国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築する。」という政策目標が掲げられており、スポーツ実施率の具体的な数値目標として、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%になること等が挙げられている。この目標を達成させるための具体的施策の一つとして、「国は、Sport in Life コンソーシアムを情報や資源のプラットフォームとすることを通じ、国や地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者、保険者等の関係機関・団体等の連携と、一体感をもった国民のスポーツ実施促進に係る取組を推進する。」と示されている。

令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の結果では、20歳以上の週1日以上スポーツ実施率は52.5%と、令和4年以降ほぼ横ばいとなっており、目標の70%とは依然として大きな差がみられる。さらに、年代別の結果を見ると、20代～50代の働く世代で引き続き低い傾向となっている。一方で、同調査結果において、勤務先で「運動・スポーツを活用した取組」が行われている場合、スポーツ実施率が70.1%と高い結果が得られており、取組が行われていない場合は46.3%にとどまるなど、職場環境がスポーツ実施率に大きく影響を及ぼしていることが明らかとなっている。

スポーツ庁では、前述の具体的施策に基づき、「Sport in Life 推進プロジェクト」として、地方自治体やスポーツ団体、企業などが連携して、スポーツ人口の拡大を推進する取組を実施している。その主な取組内容として、「Sport in Life コンソーシアムの形成」、「スポーツエールカンパニーの認定」、「Sport in Life アワード」等が挙げられ、令和6年度実績として、Sport in Life コンソーシアム参画団体数は4,714、スポーツエールカンパニーの認定数が1,498、Sport in Life アワードとして8団体を表彰している。

一方で、近年、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の観点から、職場における運動・スポーツを用いた取組が広まってきている。この取組については、いくつかの先行研究によって、スポーツ実施率の向上だけでなく、従業員の健康（身体的・精神的）、生産性（集中力、出勤率、業務効率等）、組織活性化（コミュニケーション促進、チームビルディング等）等にも影響を及ぼすことが報告されている。

これらのことから、本調査研究は、職場における運動・スポーツの取組の様々な効果を先行研究等（スポーツ庁の総合研究事業を含む）から明らかにすることと、Sport in Life 推進プロジェクトの成果を評価することを目的とする。

3 事業の内容

上記2の「事業の趣旨と目的」を踏まえ、調査、分析及び考察を行う。次に掲げる（1）～（5）の事項（（6）を除く）に関して、実施計画書において具体的な提案を行うこととする。

(1) 有識者委員会の運営

本研究を進めるにあたって、内容等を検討するため、受注者は担当部局と協議の上、4～6名の有識者から構成される有識者委員会を設置し、3回以上委員会を運営すること。また、委員会とは別に謝金が発生することとしては、ヒアリングへの参加や個別の打ち合わせ、資料作成（確認）等を各委員2回ずつ実施する予定である。なお、受注者は有識者の選定も最終的には担当部局と協議しながら行うが、申請段階において5名の有識者候補を理由も含めて提案することとする。なお、その際、該当する有識者への事前了承等は不要とする。

内容は、開催のための日程調整、会議資料の作成・準備、議事録の作成等の運営及び有識者に対する謝金、旅費、会議費の支給等である。標記委員会には担当部局も出席するため、委員会前に担当部局と打ち合わせを行いながら遂行すること。また、会議形式については対面形式・オンライン形式の両方に対応できるようにすること。

なお、有識者への謝金・旅費の額は、以下の金額を参考に参考見積書、入札金額の積算をすること。

謝金（税抜）：@14,200円

旅費（税抜）：@18,000円

※上記の単価を基に、想定している委員の人数や委員会の回数等を踏まえて積算すること。

※旅費の単価については、参考見積書、入札金額の積算作成時の概算額として使用するものであり、実際は実費精算とする。

(2) 文献調査（職場における運動・スポーツに関する取組の成果）

職場における運動・スポーツに関する取組等について、国内外の先行研究結果等をレビューし、その結果に基づいて整理を行う。整理する際の項目については、実施計画書において具体的に提案を行うこと。なお、実際の項目については、契約締結後、有識者委員会に諮ったうえで決定する。

(3) Sport in Life 推進プロジェクトの成果検証

(2) で出てきた、職場における運動・スポーツに関する取組等の効果に基づき、本プロジェクトの成果を検証する。なお、検証の対象については、Sport in Life コンソーシアム加盟団体（2025年4月25日現在、参画団体数4,714）やスポーツエールカンパニー認定企業（2025認定数1,498社）等とし、検証方法としては量的調査（アンケート調査等）と質的調査（ヒアリング調査等）を用いることとする。

量的調査はSport in Life コンソーシアム加盟団体の事業者向けと従業員向けの調査とし、それぞれのデータを収集し分析すること。また、質的調査のヒアリング先は事業者向けとし、調査数は5～10とする（原則対面での実施）。なお、ヒアリング先までの旅費（受注者分）については、有識者委員会の旅費単価額と同程度で算出すること。

なお、Sport in Life コンソーシアム加盟団体やスポーツエールカンパニー認定企業の情報は担当部局より提供する。

(4) 担当部局との打ち合わせ

調査研究の実施に当たり受注者と担当部局は、平均して2週間に1回（1回2時間）の頻度で本事業に係る打ち合わせを行うこととする。

(5) 広報用パンフレットとチラシの作成

上記(2)(3)で収集・分析した結果については、今後のスポーツエールカンパニーの申請拡大に向けた広報活動に活かすため、パンフレット（冊子形式）とチラシ（両面カラー、A4サイズ）の形に集約・整理することとする。なお、その際、写真や画像、表、グラフ等を積極的に活用し、見やすく平易な表記を心がけること。

(6) 調査結果を踏まえた本プロジェクトへの改善提言等

量的調査や質的調査の結果を踏まえて、その成果や課題を抽出し、今後の本プロジェクトに対しての改善提言等を行うこととする。

4 成果物

(1) 調査報告書 20部（A4版）

報告書は紙媒体のほか、電子媒体（PDF及びMicrosoft Word形式やMicrosoft Power Point形式等編集可能なファイル）によって納品すること。

(2) 調査報告書概要（電子媒体）

報告書の内容をまとめた概要資料を電子媒体（PDF及びMicrosoft Word形式やMicrosoft Power Point形式等編集可能なファイル）によって納品すること。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること。

(3) 広報媒体用パンフレット・チラシ（電子媒体）

広報用に作成したパンフレット（冊子形式）とチラシ（両面カラー、A4サイズ）は、電子媒体（Microsoft Word形式やMicrosoft Power Point形式等編集可能なファイル）によって納品すること。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること。

5 委託契約期間

契約を締結した日～令和8年3月23日（月）

6 納品期限

令和8年3月23日（月）

7 納品場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号中央合同庁舎7号館
スポーツ庁健康スポーツ課（東館13階）

8 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁健康スポーツ課技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

* 1-1-1 本事業内容について、全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕

1-1-2 広報媒体の成果物が具体的に提案されており、より周知・啓発に資するものであれば、その内容に応じて加点する。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

* 1-2-1 文献調査や成果検証の方法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば、その内容に応じて加点する。〕

* 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、実現性

* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば、その内容に応じて加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

2-1-1 過去にスポーツや職場における健康増進等に係る文献調査や調査研究等、類似の研究や業務（委員会等運営も含む）に従事した実績があれば、その内容に応じて加点する。

2-2 組織の調査実施能力

* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。〔人員・設備がより手厚く配置されていればその内容に応じて加点する。〕

2-2-2 本事業に関わる幅広い知見及び人的ネットワーク、優れた情報収集能力を有し

ていれば加点する。

* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば、その内容に応じて加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

3-1-1 過去にスポーツや職場における健康増進等に係る文献調査や調査研究等、類似の研究や業務（委員会等運営も含む）に従事した実績があれば、その内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 業務内容に関する知識・知見を有していること。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定）、又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニー認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば望ましい。（いずれかを応札者が選択するものとする）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受

けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

9 検査

発注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

10 守秘義務

受注者は、本業務で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

11 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

12 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式

において所定の点数を減点するものとする。従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

13 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

14 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

15 その他

（１）本業務に当たっては、業務の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めることがあるので、求めに応じ、メール、電話等により報告すること。

（２）この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記 1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記 3. による減点措置については、減点措置開始日から 1 年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日			
株式会社○○○○			
従業員代表	氏名	○○ ○○	印
給与又は経理担当者	氏名	○○ ○○	印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記 1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記 3. による減点措置については、減点措置開始日から 1 年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

**職場における運動・スポーツの取組がもたらす影響
に関する調査研究**

総 合 評 価 基 準

令和 7 年 5 月 23 日
スポーツ庁健康スポーツ課

本資料は、スポーツ庁が調達する令和7年度「職場における運動・スポーツの取組がもたらす影響に関する調査研究」を実施するための委託事業に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準及び別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等がスポーツ庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合 計
配 点	50	100	150

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

令和 7 年度「職場における運動・スポーツの取組がもたらす影響に関する調査研究」に係る評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 調査業務の実施方針 [5 5 点]	27	28
●	1-1 調査内容の妥当性、独創性	10	13
	* 1-1-1 本事業内容について、全て提案されていること。 〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕	10	10
	1-1-2 広報媒体の成果物が具体的に提案されており、より周知・啓発に資するものであれば、その内容に応じて加点する。		3
●	1-2 調査方法の妥当性、独創性	15	12
	* 1-2-1 文献調査や成果検証の方法が妥当であること。 〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば、その内容に応じて加点する。〕	10	12
	* 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。	5	
	1-3 作業計画の妥当性、効率性	2	3
	* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。 〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	2	3
	2 組織の経験・能力 [2 5 点]	8	17
	2-1 組織の類似調査事業の経験	0	5
	2-1-1 過去にスポーツや職場における健康増進等に係る文献調査や調査研究等、類似の研究や業務（委員会等運営も含む）に従事した実績があれば内容に応じて加点する。		5
	2-2 組織の調査実施能力	8	7
	* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。 〔人員・設備がより手厚く配置されていればその内容に応じて加点する。〕	3	3
	2-2-2 本事業に関わる幅広い知見及び人的ネットワーク、優れた情報収集能力を有していれば加点する。		4
	* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	5	
	2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制	0	5
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば、その内容に応じて加点する。		5
	3 業務従事予定者の経験・能力 [1 0 点]	5	5
	3-1 業務従事予定者の類似業務の経験	0	5
	3-1-1 過去にスポーツや職場における健康増進等に係る文献調査や調査研究等、類似の研究や業務（委員会等運営も含む）に従事した実績があれば、その内容に応じて加点する。		5
	3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性	5	
	* 3-2-1 業務内容に関する知識・知見を有していること。	5	
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5 点]	0	5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組	0	5
	4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 1 0 0 人以下のものに限る）。 ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定		5

	5 賃上げを実施する企業に関する指標 [5 点]	0	5
	5-1 賃上げの表明	0	5
	以下のいずれかを表明していれば望ましい。(いずれかを応募者が選択するものとする)		
	5-1-1 令和 4 年 4 月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。		}
	5-1-2 令和 4 年以降の暦年において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。		
	※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和 3 年 1 2 月 1 7 日付財計第 4 8 0 3 号) 第 5 による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては 6 点減点する。		5
	合 計 [1 0 0 点]	40	60

※ 価格点：技術点＝50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入を行わずに合計点数を算出する。

※ 基礎点の評価は必須とする要求要件を満たしていれば満点、満たしていなければ0点となります。基礎点には満点が0点のいずれかしがあります。そして一つの項目でも0点があれば、その競争参加者はその時点で不合格となります。

令和 7 年度「職場における運動・スポーツの取組がもたらす影響に関する調査研究」に係る加点付与基準

加点評価項目	評価区分		
	大変 優れている	優れている	やや 優れている
1 業務の実施方針			
* 1-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-1-2 広報媒体の成果物について	3	2	1
* 1-2-1 分析手法に事業成果を高めるための工夫について	12	8	4
* 1-3-1 作業の日程・手順等の効率性について	3	2	1
2 組織の経験・能力			
2-1-1 過去に類似の研究や業務に従事した実績について	5	3	1
2-2-1 人員・設備の配置について	3	2	1
2-2-2 幅広い知見、優れた情報収集能力について	4	2	1
2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制について	5	3	1
3 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1 過去に類似の研究や業務に従事した実績について	5	3	1
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1		
・ 認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	2		
・ 認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	3		
・ 認定段階 3	4		
・ プラチナえるぼし認定企業	5		
○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			
・ 行動計画（令和7年4月1日以後の基準	1		
・ くるみん（平成29年3月31日までの基準）	2		
・ トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）	3		
・ トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）	3		
・ くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）	3		
・ くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）	3		
・ くるみん（令和7年4月1日以後の基準）	3		
・ プラチナくるみん	5		

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定	
・ ユースエール認定	4
○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定 （Bronze、Bronze+、Silver、Silver+、Gold、Gold+）	
・ スポーツエールカンパニー認定	2
・ スポーツエールカンパニー+（プラス）認定	3
・ Bronze（ブロンズ）認定	3
・ Bronze+（ブロンズプラス）認定	4
・ Silver（シルバー）認定	4
・ Silver+（シルバープラス）認定	5
※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	
5 賃上げを実施する企業に関する指標	※5-1-1と5-1-2のいずれかを 加点するものとする。
5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。	